

宮城県 令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金に関するQ & A【令和8年7月30日時点】

	項目	質問	回答	備考
1	補助対象者	過去に補助を受けた事業所も申請可能か。	申請可能です。 ただし、令和7年度、6年度、5年度のいずれか又は複数で介護テクノロジー（介護ロボット・ICT機器）導入補助金の交付を受けている場合には、採択の優先順位が低くなります。	6月19日 変更
2	補助対象者	全国展開しており他県にも事業所を有する法人の場合、申請可能か。	県内に事業所を有している場合には、（法人本部が他県であっても）県内の事業所分は対象になります。 他方、宮城県外にある事業所は補助対象外となるため、その県の介護テクノロジー導入の補助金を別途確認してください。	7月15日 変更
3	補助対象者	今年度開設した事業所も申請可能か。	申請時点で既にサービスを開始しており、施設の課題や目標、導入効果などを適切に把握・設定できるのであれば可能です。	
4	申請方法	1つの法人から、複数の事業所の申請は可能か。 また、事業所数の制限や、1法人当たりの申請上限額はあるか。	可能です。申請は法人単位で行いますが、各事業所ごとに作成・記入いただく様式がありますのでご注意ください。 また、併設されている事業所であっても、1つの指定につき1事業所として申請してください。 事業所数の制限や1法人当たりの申請上限額はありません。	6月19日 変更
5	申請方法	「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、事業所のカウントはどうなるのか。	同じ施設内に併設されていてもサービス種別が異なるため、2事業所として整理し、様式を作成してください。 またその場合、それぞれのサービス種別ごとに見積書を添付してください。 両方にまたがる経費（例えばWi-Fi環境整備費など）は、面積や人数等で費用を按分してもらい、見積書に反映してもらってください。	7月15日 追加
6	申請方法	申請書の別紙1「確認事項」で、複数事業所申請で一部事業所のみ採択の場合について選択する項目があるが、介護老人福祉施設と併設短期入所生活介護は一緒に採択してもらいたい。一方、それ以外の事業所の採択可否は別個に判断でも良い。その場合、「一部の事業所のみ選択で良い」を選択すればよいのか。	原則として併設短期入所等は長期と切り離して採択の可否を決定しません。 御指摘を受け、別紙1の「複数事業所申請で一部事業所のみ採択の場合」のプルダウンを「一部事業所のみ採択でも良い（併設短期入所等なし）」と「一部事業所のみ採択でも良い（併設短期入所等は長期と連動）」に分けました。 今回の案件については後者を選択してください。	7月24日 追加
7	申請方法	1つの施設内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特養）が2つある。事業所番号も分かれているが、この場合は2つの事業所としてそれぞれ分けて様式を作成する必要があるのか。	ユニット型と従来型と分かれていても、同じサービス種別（地域密着型特養）であるため、この場合は1事業所として計画書・見積書を添付してください。様式に記載する事業所番号もどちらか1つを記載してください。	7月17日 追加
8	申請方法	在宅サービス（訪問看護など）で利用定員がない場合、利用定員数をどう考えればよいのか。	過去3年間の利用数の平均で判断してください。	
9	申請方法	介護ソフトやバックオフィスソフトの補助上限額を計算する際の職員数は、直接処遇職員のみの数か。 また、常勤換算か。	直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含めた数です。 職員数は常勤換算が原則ですが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても構いません。	
10	申請方法	補助対象事業について、1事業所で (1)介護テクノロジー等の導入支援 (2)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 (3)導入支援と一体的に行う業務改善支援 を複数選択して申請することは可能か。	可能です。 【例】 (1)で移動式リフト、(2)で見守り機器＋インカム、のように複数選択して申請することは可能です。	7月7日 追加
11	申請方法	介護テクノロジーにカテゴリされていて「見守り・コミュニケーション（施設）」と「介護業務支援」の両方の区分に位置づけられている機器は、組み合わせによってパッケージ型導入支援で申請ができるか。	パッケージ型で申請可能です。 例えば、クラウド管理型見守り支援システム（「介護業務支援」に区分されているもの）＋見守り機器の導入の場合、該当します。	7月24日 追加
12	申請方法	今回のテクノロジー機器導入を機に、明らかに補助対象外となるオプションや消耗品（導入時に必要不可欠ではないもの）も併せて購入したい。所要額調書に含めてよいのか。	申請後、補助対象外の経費が含まれている場合、所要額調書を修正したり、見積書上どの経費が補助対象外の部分なのかを特定する必要があります。 このため、補助対象外となる経費が含まれている場合は、あらかじめ所要額調書の「うち補助対象経費（税抜）G」からは除くようにしてください。 ※見積書にも留意が必要です。本Q&Aの「見積書」の項目も確認してください。	7月24日 追加

宮城県 令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金に関するQ & A【令和8年7月30日時点】

13	申請方法	見守り機器と、インカムと、Wi-Fi環境整備費を申請したい。 「様式第1号別紙3」の補助金所要額調書ではWi-Fi環境整備費はどう記入すればよいか。 黄色のセルか。オレンジのセルか。	介護ソフト(付帯経費含む)及びバックオフィスソフトは下段のオレンジのセルですが、それ以外は上段の黄色のセルを使います。 見守り機器は(移乗支援・入浴支援・インカム以外)を選択、インカムは(移乗支援・入浴支援・インカム)を選択し、付帯経費(Wi-Fi環境整備)の経費を含めて総事業費と補助対象経費を記入してください。 【留意】詳しくは交付要綱・様式等にある様式第1号別紙3「補助金所要額調書」の記載例を御確認ください。	7月28日 追加
14	補助対象	介護ソフトを既に導入しているが、今回タブレットを導入しWi-Fi環境も整備したい。どちらも対象になるか。	タブレット・PC等の導入やWi-Fi整備は、主となる機器と併せて導入する場合に限り補助となります。よって、単体では補助となりません。	6月1日 追加
15	補助対象	「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」が見守り機器等を導入する場合は補助対象となるか。	補助対象とはなりません。 ただし「特定施設」の指定を受けている介護付き有料老人ホームや介護型サ高住は補助対象となります。	6月1日 追加
16	補助対象	訪問系サービス(訪問介護・訪問看護等)が、同じ法人で運営している「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の利用者のために介護テクノロジーを導入することは補助となるか。 ※例えば居室に見守り機器等を据え置く場合や、浴室に入浴用リフトを据え置く場合には補助対象となるか。	補助対象とはなりません。 特定施設の指定がない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の居室・共有部に機器を常時設置・配備することは、訪問サービスの時間外において、補助対象外であるホームの設備や日常生活のために使用されることとなります。これは、申請事業所(訪問介護等)による適正な管理の要件を満たさず、補助対象外施設への目的外利用とみなされるため、補助対象とは認められません。	7月17日 変更・追加
17	補助対象	ナースコールは対象となるか。	TAISに登録され介護テクノロジーに位置づけられているのであれば補助対象となります。ナースコール一式として補助上限は30万円です。	6月8日 追加
18	補助対象	会計システムは対象となるか。	バックオフィスソフトとして、補助対象となります。 (「今年度の実施予定について」の3(3)①ウに該当)	6月10日 追加
19	補助対象	福祉用具検索システム(TAIS)に登録されているが、「介護テクノロジー」カテゴリに含まれていない製品は補助対象となるか。	「その他、身体的負担の軽減など職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器」であれば補助対象となり得ます。 ただし、見守り機器・インカム・介護ソフトの導入よりも採択の優先順位が低くなります。 申請時には身体的負担の軽減や介護サービスの質の向上につながる理由を明確に記載してください。	6月15日 追加
20	補助対象	福祉用具貸与事業所が「貸与するための福祉用具を購入する場合」は補助対象としてよいか。	申請者(設問の場合は福祉用具貸与事業所の従事者)の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化などには該当しないため、補助対象としては認められません。	6月16日 追加
21	補助対象	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については対象経費となります。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」に対応するための改修	6月16日 追加
22	補助対象	介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、全額を対象経費として扱ってよいか。	使用权(ライセンス)購入型の介護ソフトは、購入時に一括して費用を支払う(来年1月上旬期限の実績報告時までには支払う)場合には、全額を補助対象経費とします。	6月25日 追加
23	補助対象	介護ソフトと見守りセンサー、タブレット、Wi-Fi環境整備をまとめて申請することは可能か。	補助対象となり申請は可能です。「介護テクノロジーパッケージ型導入支援」に該当し、補助上限は750万円となります。	6月25日 追加
24	補助対象	「介護テクノロジー等導入支援」について、台数に対する上限はあるのか。	本県では上限を設けておりません。しかし必要性が認められる数であること(例:10床であるため10機導入必要等)にご留意ください。	7月7日 追加
25	補助対象	付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、介護ロボットとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば本体とともに対象になります。 判断に迷う場合には専用フォームでお問い合わせください。	
26	補助対象	過去に導入した介護テクノロジーと同じ機器を追加で導入したいが申請可能か。	追加の導入が単純な更新等ではなく、介護サービスの質の向上につながると認められ、業務改善計画書で明確に説明できる場合は申請可能です。	
27	補助対象	過去に導入した見守り機器のために Wi-Fi 環境整備を行う場合は補助対象となるか。	補助対象の要件を満たさず、補助対象外となります。	

宮城県 令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金に関するQ & A【令和8年7月30日時点】

28	補助対象	介護テクノロジーの導入について、本体価格、アプリケーション利用料3年分、保険料3年分がパックとなっているが、どこまでが補助金の対象となるか。	一括払いで購入した場合には、本体価格・アプリケーション利用料は全額が対象となります。 しかし保険料は対象とはなりませんので、見積書から除いてください。	
29	補助対象	「福祉用具検索システム(TAIS)」の「介護テクノロジー」に該当する機器と同水準の機能等を有している場合も補助対象だが、その機器かどうかはどう判断するのか。	(参考資料)「TAISに掲載されるテクノロジーの判断基準」に合致している場合には、判断基準に合致していることの説明が可能であれば申請は可能です。	
30	補助対象	移動式リフトの導入を検討しているが、リフト本体1台につきスリングシートを複数購入しても補助対象になるか。	リフト本体1台につき、同じサイズのスリングシートは1枚だけ補助対象となります。 複数のサイズ(1枚ずつ)を購入する場合にはその必要性や効果について計画書に記載してください。 (補助対象外となる経費は、補助金申請で提出する見積書から除外してもらってください)	7月24日追加
31	補助対象	主となる介護テクノロジー機器等の導入に併せて付帯して必要となる経費(Wi-Fi環境整備、タブレット、スマートフォンなど)の補助上限額はいくらか。	導入に付帯して必要となる経費(Wi-Fi 環境整備・PC・タブレット端末等)は、主となる機器と併せて導入する場合に限り、下記補助上限額の範囲内で補助対象としています。 ①移乗支援・入浴支援の機器及びインカムは1台あたり上限額100万 ②介護業務支援に該当する介護ソフトは最大250万(事業所の職員数により区分) ③上記以外の介護テクノロジーは1台あたり上限額30万 (例:見守り機器20台導入の場合、30万×20台＝600万となり、見守り機器と付帯費用を合わせた補助上限額は600万となる)	7月24日追加
32	補助対象	福祉用具検索システム(TAIS)に登録されていないインカムでも申請は可能か。	TAISの「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器であれば申請可能となります。 【判断基準】職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器かどうか(ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器も含む)	7月30日追加
33	補助要件	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるが、データ連携実績はなくてもよいのか。	今年度からは、厚生労働省の方針で「データ連携の実績があること」が要件となります。 このため、訪問・通所・短期入所・居宅介護支援等のサービス事業所が申請する場合は注意してください。	6月16日追加
34	補助要件	7月2日の介護テクノロジー導入・活用セミナーや、7月9日に開催された介護ロボット展示会の特別講演を受講しなかった場合には、補助金を申請できないのか。	宮城県介護事業所支援相談センターが実施するセミナーを補助要件としているため7月のセミナー受講が原則ですが、失念等により受講していない場合は、10月13日の「介護生産性向上セミナー(オンライン)」を必ず受講することをもって代えることができます。 ただし、補助金採択において優先順位に影響があることをご承知おきください。 申請する場合には、申請フォームの最後に設けている事務連絡欄にセミナー未受講で10月のセミナーを必ず受講する旨を記載願います。	7月15日変更
35	補助要件	LIFEによる情報収集への協力が要件の1つになっているが、補助申請段階でLIFEに登録していなければ補助申請の対象外か。あるいは採択の優先順位が下がるのか。登録が必須としたら、いつまでに行えば申請可能か。	補助を受けた場合には「厚生労働省による依頼」に協力することを求めているものであり、申請時点でLIFEの利用申請を求めるものではありません。	7月7日追加
36	補助額	交付申請額は税抜きか。	その通りです。税抜きで記載してください。	
37	補助額	交付申請時に添付する見積書に「値引き」がある場合の留意事項はあるか。	補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるかわからず、補助対象経費の算定が難しくなります。 このため、見積書では「どの項目に対して、値引きが発生したかを明確にする」 または「見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載」するよう、お願いします。(実績報告時も同様に対応してください)	
38	補助額	今年度からインカムの上限額が100万と設定されているが、これは1機器あたりの上限額と考えてよいのか。	その通りです。	6月16日追加
39	補助採択	申請すれば必ず採択されるのか。	例年、予算を上回る申請をいただっており、申請すれば必ず採択されるわけではありませんのでご注意ください。 導入する機器等の目的、効果の観点から内容の審査を行い、また過年度の補助金の交付状況等を勘案して補助採択の可否を決定します。	6月19日追加

宮城県 令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金に関するQ & A【令和8年7月30日時点】

40	補助採択	複数の事業所が同じ介護ソフトを導入する必要がある。一部の事業所だけ採択(残りの事業所が不採択)にならないよう、全ての事業所を採択してもらえないか。	審査は事業所ごとに行います。しかし全ての事業所において導入する必要がある場合には、様式第1号別紙1の確認事項のところで「複数事業所申請で一部事業所のみ採択の場合」という項目を設けました。「全事業所が採択でなければ辞退する」を選択すると一部採択を回避します。(その場合、全部採択か全部不採択となります)	7月28日 変更
41	補助採択	一部の事業所だけ採択されることは仕方ないが、介護老人福祉施設と併設短期入所生活介護は一緒に採択してほしい。その場合、「一部の事業所のみ採択で良い」を選択すれば良いか。	その場合は「一部事業所のみ採択でも良い(併設短期入所等は長期と連動)」を選択してください。	7月28日 追加
42	添付書類	現時点で県税に未納がある。申請時に添付する納税証明書で未納の記載があっても良いか。	申請時に「県税の未納がないこと」が求められますので、未納を解消した上で証明書を発行してもらってください。	7月15日 追加
43	添付書類	エクセルシートにある「法人役員等名簿」には評議員・相談役・顧問なども記載する必要があるか。従業員全てを記載するのか。	以下の役職のみ記載してください。 理事長、副理事長、理事、監事、代表取締役、取締役、監査役、会長、副会長	7月17日 追加
44	見積書	複数の事業所があり、法人でまとめて機器等を購入する場合、申請時に添付する見積書は1つで良いか。	見積書は事業所ごとに作成してもらってください。	6月25日 追加
45	見積書	今回のテクノロジー機器導入を機に、明らかに補助対象外となるオプションや消耗品(導入時に必要不可欠ではないもの)も併せて購入したい。見積書に含めてよいか。	申請後、補助対象外の経費が含まれている場合、所要額調書を修正したり、見積書上での経費が補助対象外の部分なのかを特定する必要があります。 このため、補助対象外となる経費は、あらかじめ見積書上は分けて(補助金申請で提出する見積書から除外してもらう)ようにしてください。 見積書の金額(税抜)と所要額調書の「うち補助対象経費(税抜)G」の金額が一致するようにご留意願います。	7月24日 追加
46	見積書	インターネットから購入する等のため、見積書の徴取が困難な場合には、どのように対応すべきか。	どうしても見積書が発行不可能という場合には、「導入予定機器の価格が分かるページの画面の写し」「契約期間(リースの場合)や合計金額(税抜)を記載した計算書(補助対象金額が分かるもの)」を添付いただくとともに、見積書が徴取できない理由をその資料に明記してください。	7月30日 追加
47	契約・購入	契約や購入はいつ行ってよいのか。	補助金交付決定前に契約を締結や購入をしたものは、補助対象とはなりません。 県補助金交付決定通知日より後に、契約及び納品を行ってください。	
48	補助金支払い	補助金申請が採択(交付決定)された場合、補助金はいつ支払われるのか。	来年(令和9年)1月上旬に実績報告を求めますので、その実績報告の内容を審査の上、2月頃に補助金額を確定します。 よって、補助金の支払いは来年3月頃を予定しています。	